

議員案第2号

佐野市議会議員政治倫理条例の制定について

佐野市議会議員政治倫理条例を次のように定めます。

令和5年3月23日提出

提出者	佐野市議会議員	高橋	功
賛成者	佐野市議会議員	小倉	健一
	〃	鶴見	義明
	〃	川嶋	嘉一
	〃	菅原	達
	〃	横井	帝之
	〃	神宮次	秀樹

佐野市議会議員政治倫理条例

佐野市議会基本条例において、佐野市議会議員は、政治倫理を深く自覚し、及び品位を確保して活動することが規定されている。よって、政治倫理に関する議員の責務及び市民の責務を定め、並びに市民に選ばれた議員が遵守すべき倫理基準を定めるものとする。

議員一人一人が、市民との揺るぎない信頼関係を築き、市民の信託に応える責務を果たすとともに、高い倫理観を持って活動することを決意し、ここに佐野市議会議員政治倫理条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、佐野市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本的な事項を定め、議員が市民の信託に応えるとともに、公正で開かれた市政に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民から信託を受けた者として、その責務及び役割を深く自覚し、並びに品位及び高潔性を保ち倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、第4条各号に掲げる政治倫理基準のいずれかに違反すると疑惑を持たれたときは、その事実を明らかにし、説明責任を果さなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使

させるような働き掛けをしてはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可等の処分、行政指導、補助金、交付金、助成金その他の給付の決定、売買、賃借、請負その他の契約及び指定管理者の指定に関し、特定の者が有利又は不利となるおそれのある働き掛けをしないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項の規定に該当する法人又は受託者その他市と議会告示で定める特別の関係にある法人等が行う売買、賃借、請負その他の契約に関し、特定の者が有利又は不利となるおそれのある働き掛けをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。
- (5) 市職員の採用（職員以外の者を職員の職に任命することをいう。）、昇任（職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。以下この号において同じ。）、降任（職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。以下この号において同じ。）、転任（職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであって昇任又は降任に該当しないものをいう。）等に関与しないこと。
- (6) 議員としての品位を損なうような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議員としての倫理に反し、又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(審査の請求)

第5条 本市の選挙人名簿に登録されている者又は議員は、議員に前条各号に掲げる政治倫理基準のいずれかに違反する疑いがあると認められるときは、本市の選挙人名簿に登録されている者にあつてはその総数の100分

の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員の定数の3分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に当該政治倫理基準の違反の存否に係る審査を請求することができる。この場合においては、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面等を添付しなければならない。

(選挙人名簿に登録されている者による場合の署名の審査)

第6条 本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の代表者は、その署名簿を議長を経由して佐野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に提出し、これに署名した者が本市の選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合において、選挙管理委員会は、署名簿の提出があった日から20日以内にその審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。この場合において、選挙管理委員会は、あらかじめ、縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

3 関係人は、署名簿の署名に関し異議があるときは、前項の規定による縦覧期間内に、選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに、第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちに、その旨を申出人に通知しなければならない。

5 選挙管理委員会は、第2項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による異議を全て決定したときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を議長を経由して本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の代表者に返付しなければならない。

(無効署名等)

第7条 本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の署名で次

に掲げるものは、無効とする。

(1) この条例の規定に基づく手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

2 前条第3項の規定により偽り又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、無効とする。

3 選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(議員による場合の署名の審査)

第8条 議長は、議員の連署による場合の代表者から第5条の規定による請求があったときは、その日から3日以内に署名簿の審査を行い、署名の効力を決定しなければならない。

2 前条第1項の規定は、議員の連署による場合の署名について準用する。

(地方自治法の準用)

第9条 法第74条第6項の規定は本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の代表者について、同条第7項から第9項までの規定は本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の署名について、それぞれ準用する。

2 法第74条第7項から第9項までの規定は、議員の連署による場合の署名について準用する。この場合において、同条第8項中「選挙権を有する者は」とあるのは「佐野市議会議員は」と、「その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）」とあるのは「他の佐野市議会議員」と読み替えるものとする。

(政治倫理審査特別委員会の設置等)

第10条 議長は、第5条に規定する要件を満たしているときは、同条の審査（以下「審査」という。）を行うため、8人の委員をもって組織する佐野市議会政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、これに付託することを議会の会議において発議する。

2 議長は、佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）第8条第1項の規定により委員を指名するときは、公正を期して選任する。

(委員会の審査)

第11条 委員会は、当該政治倫理基準の違反の存否その他必要な措置について審査する。

2 審査を請求された議員は、委員会の求めがあるときは、委員会に出席し、又は審査に必要な資料を提出しなければならない。

3 委員会は、審査を請求された議員に弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人（審査を請求された議員を除く。）に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議結果の通知及び告示)

第12条 議長は、委員会に付託した事件について議会の会議の結果を審査の請求を行った代表者（本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の代表者に限る。）に通知し、かつ、告示しなければならない。

(議長の代理)

第13条 議長が審査の対象となったときは、副議長がこの条例に規定する議長の職務（第10条の規定による職務を除く。次項において同じ。）を行う。

2 議長及び副議長が共に審査の対象となったときは、年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。

(この条例の見直し)

第14条 議会は、社会情勢、社会的倫理観の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会告示で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

議員の政治倫理に関する基本的な事項を定め、議員が市民の信託に応えるとともに、公正で開かれた市政に寄与するため本条例を制定したいので提案するものです。